

報道関係者 各位

平成 28 年 1 月 29 日

【照会先】

年金局年金課

課長補佐 岡野 和薫（内線 3336、3337）

（代表電話） 03(5253)1111

平成 28 年度の年金額改定についてお知らせします

～物価・賃金によるスライドは行われず、年金額は昨年度から据え置き～

総務省から、本日（1月29日）、「平成27年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）が公表されました。

これを踏まえ、平成28年度の年金額は、法律の規定により、物価、賃金によるスライドは行われず、平成27年度から据え置きとなります。ただし、被用者年金一元化法により端数処理が変更[※]になったため、平成28年4月分の改定から、月額で数円の増減が生じます。

また、平成28年度の年金額による支払いは、通常、4月分の年金が支払われる6月からです。

※ 平成27年10月に施行された「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）」により、年金額（年額）の端数処理がそれまでの100円未満四捨五入から、1円未満四捨五入に改められました。これにより、基礎年金が満額でない方の年金額や厚生年金の年金額については、基本的に各年金単位で年額50円以下（月額4円以下）の増減が生じます。

○ 平成 28 年度の新規裁定者（67 歳以下の方）の年金額の例

	平成 27 年度 (月額)	平成 28 年度 (月額)
国民年金 (老齢基礎年金(満額): 1人分)	65,008 円	65,008 円
厚生年金 ^{※1} (夫婦2人分の老齢基礎年金を 含む標準的な年金額)	221,507 円	221,504 円 ^{※2}

※1 厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）42.8万円）で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準です。

※2 上記表の厚生年金（報酬比例部分）の場合の端数処理
平成27年度の厚生年金（報酬比例部分）の年金額は、100円未満四捨五入のため、1,097,866円（年額）⇒1,097,900円（年額）でした。平成28年度については、1円未満四捨五入のため、1,097,866円（年額）となり、月額では3円変わります。

なお、平成28年度の年金額改定に用いる各指標は次ページのとおりです。

参考1：平成28年度の年金額改定に係る各指標

- ・ 名目手取り賃金変動率 ^{※1} . . . ▲0.2%
 - ・ 物価変動率 . . . 0.8%
 - ・ マクロ経済スライドによる「スライド調整率」 ^{※2} . . . ▲0.7%
- (ただし、平成28年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドの調整は行われ^{ない}。)

※1 「名目手取り賃金変動率」とは、国民年金法第27条の2および厚生年金保険法第43条の2に規定されており、前年の物価変動率に2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率と可処分所得割合変化率を乗じたものです。実質賃金変動率と可処分所得割合変化率は、厚生年金保険法43条の2の規定により、標準報酬月額などと保険料率のデータを用いて算出しています。

◆名目手取り賃金変動率 (▲0.2%)

＝実質賃金変動率 (▲0.8%) × 物価変動率 (0.8%) × 可処分所得割合変化率 (▲0.2%)
(平成24～26年度の平均) (平成27年の値) (平成25年度の変化率)

※2 マクロ経済スライドとは、平成16年の年金制度改正において導入された、賃金や物価の改定率を調整して緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みです。このマクロ経済スライドによる給付水準の調整を計画的に実施することは将来の年金の受給者である現役世代の年金水準を確保することにつながります。具体的には、国民年金法第27条の4と厚生年金保険法第43条の4に規定されていて、現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて「スライド調整率」が設定され、その分を賃金や物価の変動により算出される改定率から控除するものです。ただし、平成28年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドの調整は行われ^{ません}（「参考2」参照）。

◆スライド調整率 (▲0.7%)

＝公的年金被保険者数の変動率 (▲0.4%) × 平均余命の伸び率 (▲0.3%)
(平成24～26年度の平均)

* 平成26年財政検証では、平成28年度のスライド調整率は▲1.1%～▲1.2%と見込んでいましたが、60歳以上の高齢者雇用が見込みよりも進んだことなどにより、厚生年金被保険者が増加したことで、実際のスライド調整率は見込みよりも低くなりました。

参考2：年金額の改定ルール

年金額は現役世代の賃金水準に連動する仕組みとなっています。年金額の改定ルールは、法律上規定されており、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）は名目手取り賃金変動率によって改定し、受給中の年金額（既裁定年金）は購買力に着目して物価変動率によって改定することになっています。また、給付と負担の長期的な均衡を保つ観点から、賃金水準の変動がマイナスで物価水準の変動がプラスとなる場合には、現役世代の保険料負担能力が低くなっていることに着目し、ともにスライドなしとすることが規定されています（したがって、マクロ経済スライドによる調整も適用されません）。平成28年度の年金額は、平成28年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率 (▲0.2%) がマイナスで物価変動率 (0.8%) がプラスとなることから、新規裁定年金・既裁定年金ともにスライドなしとされます。

参考 3 : 国民年金保険料について

- 平成 28 年度の国民年金保険料額は 16,260 円 (月額) となります。
(平成 27 年度から 670 円の引上げ)
- 平成 29 年度の国民年金保険料額は 16,490 円 (月額) となります。
(平成 28 年度から 230 円の引上げ)

(参考)

国民年金保険料の額は、平成 16 年度の価格水準で規定された額をもとに名目賃金の変動に応じて改定することが、国民年金法第 87 条第 3 項に規定されています。

	平成 28 年度	平成 29 年度
法律に規定された保険料額 (平成 16 年度価格水準)	16,660 円	16,900 円

参考 4 : 在職老齢年金の支給停止調整開始額等について

平成 28 年度の在職老齢年金の支給停止調整開始額等については、平成 27 年度から変更ありません。

- 60 歳前半 (60 歳～64 歳) の支給停止調整開始額 (28 万円)
- 60 歳前半 (60 歳～64 歳) の支給停止調整変更額 (47 万円)
- 60 歳後半 (65 歳～69 歳) と 70 歳以降の支給停止調整額 (47 万円)

(参考 : 現行の仕組み)

60 歳前半の在職老齢年金は、厚生年金保険法附則第 11 条に規定されており、現行では、賃金 (賞与込み月収。以下同じ。) と年金の合計額が、支給停止調整開始額 (28 万円) を上回る場合には、賃金の増加 2 に対し年金額を 1 支給停止し、賃金が支給停止調整変更額 (47 万円) を上回る場合には、増加した分だけ年金を支給停止します。60 歳後半と 70 歳以降については厚生年金保険法第 46 条に規定されており、賃金と年金の合計額が、支給停止調整額 (47 万円) を上回る場合には、賃金の増加 2 に対し年金額を 1 支給停止します。支給停止調整開始額 (28 万円) は新規裁定者の年金額の改定に応じて、支給停止調整 (変更) 額 (47 万円) については名目賃金の変動に応じて、それぞれ改定することが法律に規定されています。

【参考】

物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当については、物価変動率（0.8%）を踏まえ、0.8%の引上げとなります。

			平成 27 年度 (月額)	平成 28 年度 (月額)
①	母子家庭・父子家庭 などに対する給付	児童扶養手当 子1人、全部支給の場合	42,000 円	42,330 円 (+330 円)
②	障害者などに対する 給付 ※1	特別児童扶養手当	(1 級) 51,100 円 (2 級) 34,030 円	(1 級) 51,500 円 (+400 円) (2 級) 34,300 円 (+270 円)
		特別障害者手当	26,620 円	26,830 円 (+210 円)
		障害児福祉手当	14,480 円	14,600 円 (+120 円)
③	原子爆弾被爆者に 対する給付 ※2	健康管理手当	34,030 円	34,300 円 (+270 円)

※1 この他、経過的福祉手当がある。

※2 この他、医療特別手当、保健手当などがある。

【照会先】 厚生労働省 代表電話 03(5253)1111

①母子家庭・父子家庭などに対する給付

雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課 (担当・内線) 片桐 (7810) 堀江(7893)
(直通電話) 03(3595)3112

②障害者などに対する給付

社会・援護局 障害保健福祉部企画課 (担当・内線) 斉藤 (3025) 山本 (3020)
(直通電話) 03(3595)2389

③原子爆弾被爆者に対する給付

健康局 総務課原子爆弾被爆者援護対策室 (担当・内線) 山本 (2315) 細川 (2318)
(直通電話) 03(3595)2207